

第4号様式(その1)(第7条関係)

許 可 証

住所 神奈川県相模原市南区鵜野森二丁目25番12号
氏名 都市環境サービス株式会社
代表取締役 前田 隆之

令和6年3月11日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県愛甲郡愛川町中津6820 都市環境サービス株式会社 第二工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(発泡スチロール・トレイ)
収集、運搬及び処分の別	処分(許可番号 愛処分第4号)
営業の区域	一般廃棄物処理業許可申請書の事業計画書に記載された排出事業所に限る。
処理料金	
営業許可期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 (2) その他町長の指示に従うこと。

令和6年3月29日

愛川町長 小野 澤



※この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に愛川町長を被告として提起することができます。